◆ 記入例……納期の特例を申請する場合

６月分以降の特別徴収税額から申請する場合

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

岩手県花巻市長　宛 令和８年５月22日提出	申請者（特別徴収義務者）	フリガナ	××××××××	特別徴収義務者指定番号	×××××××
		名称（氏名）	株式会社 ――――		
		個人番号又は法人番号	× × × × × × × × × × × ×	この届出書に応答される方（担当者）	総務 課 給与 係 氏名 ―――― TEL ×××－××××
		所在地	〒×××－×××× ――――		

地方税法第321条の５の２の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認方を申請します。ただし、給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなったときや、その他納期の特例の用件を欠くこととなったときは、遅延なくその旨を届け出ます。

特例の適用を受けようとする特別徴収税額	８ 年度 ６ 月分以降の特別徴収税額						
申請の日前６ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員および各月の支払金額 ※臨時勤務者分がある場合については、正社員分とは別にして２段書き（上段に記載）してください。	８年５月	外 3 人	外 600,000 円	８年２月	外 2 人 3 人	外 300,000 円 600,000 円
	８年４月	外 2 人 3 人	外 300,000 円 600,000 円	８年１月	外 3 人	外 600,000 円
	８年３月	外 2 人 3 人	外 300,000 円 600,000 円	７年12月	外 3 人	外 600,000 円
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納付遅滞の事実がある場合において、それがやむを得ない理由に因るものであるときは、その理由の詳細						
申請の日前１年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日	年　月　日					

注意事項

１．給与の支払いを受ける者が常時10人未満（臨時勤務者を除く）である場合、この特例の適用を受けることができます。

２．この特例の承認を受けた場合には、６月分から11月分までを12月10日まで、12月分から５月分までを翌年６月10日までの年２回に分けて納入することになります。（10日が土曜、日曜及び祝日の場合は、金融機関等の翌営業日になります）

３．滞納や著しい納入遅延があるようなものについては、この特例の承認を受けられないことがあります。